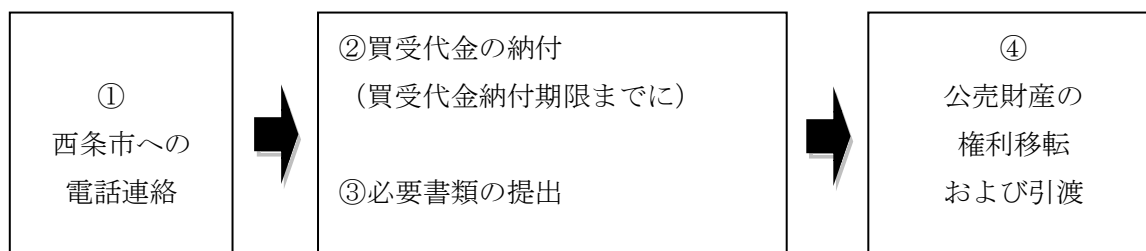


西条市インターネット公売 落札後の手続

1 落札後の手続の流れ



① 西条市への電話連絡

入札終了後、西条市から落札者（最高価申込者）にメールを送信し、落札された公売財産の売却区分番号などをお知らせします。

メール確認後、できるだけ早く西条市にお電話ください。買受代金の納付方法、公売財産の引渡方法などについてご説明します。

② 買受代金の納付

（１）買受代金は、落札金額から公売保証金額を差し引いた金額です。

【買受代金】＝落札金額－公売保証金額

（２）買受代金の納付方法は次のとおりです。

ア 銀行振込

西条市からのメールで振込口座をお知らせします。

振込手数料は落札者の負担となります。

イ 現金の直接持参

受付時間は、平日 9 時から 17 時（最終日は指定の時刻）までです。

※ 買受代金は、買受代金納付期限までに西条市が納付を確認できるよう、納付期限まで余裕を持って、早めに一括納付してください。買受代金納付期限までに納付を確認できない場合、落札者はその物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

※ 上記のほかに、必要書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、その他所有権移転に伴う費用が発生する場合があります。

③ 必要書類の提出

(1) 次の書類を、買受代金納付期限までに、西条市役所徴収課に提出してください。必要書類の郵送料などは落札者の負担となります。

ア 西条市役所徴収課が送信したメールを印刷したもの

イ 住所証明書

※個人の場合は住民票など、法人の場合は履歴事項全部証明書など

ウ その他

(ア) 動産の場合

- ・「保管依頼書」(保管を希望される場合)
- ・「送付依頼書」(送付による引渡を希望される場合)

(イ) 自動車の場合

- ・「所有権移転登録請求書」
- ・自動車保管場所証明書
- ・移転登録等申請書(第1号様式(OCRシート))
- ・自動車検査登録印紙(500円)を貼付した手数料納付書
- ・郵便切手2,000円程度(落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、四国運輸局愛媛運輸支局以外の場合のみ)

(ウ) 不動産の場合

- ・「所有権移転登記請求書」
- ・「共有合意書」(共同入札の場合のみ)
- ・権利移転の許可書または届出受理書(農地の場合のみ)
- ・登録免許税相当の収入印紙または領収証書
- ・郵便切手2,500円程度(西条市と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付する費用)

④ 公売財産の権利移転、引渡等 → 「落札後の注意事項」参照

(1) 動産の場合

ア 西条市の案内に従って、公売物件の引渡を受けてください。

イ 西条市が買受代金の納付を確認した後に、引渡を受けることが可能となります。

ウ 買受代金納付時に公売物件の引渡を受けない場合、保管料を負担していただくことがあります。

エ 送付による公売物件の引渡を希望される場合、送付にかかる費用は落札者の負担となります。

(2) 自動車の場合

ア 西条市の案内に従って、公売物件の引渡を受けてください。

イ 西条市が買受代金の納付を確認した後に、提出された必要書類をもって権利移転の手続(登録)を行います。

ウ 落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、前所有者と異なる場合、

落札者ご自身で、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

エ 買受代金納付時に公売物件の引渡を受けない場合、保管料を負担していただくことがあります。

(3) 不動産の場合

ア 西条市は、落札者の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。実際の引渡は行いません。

イ 西条市が買受代金の納付を確認した後に、提出された必要書類をもって権利移転の手続（不動産登記）を行います。

⑤ 代理人が落札後の手続を行う場合

(1) 落札者本人が買受代金の納付や公売物件の引渡を受けることができない場合、代理人がこれらの手続を行うことができます。

(2) 代理人がこれらの手続を行う場合、次の書類等が必要となります。

ア 委任状

※西条市ホームページより印刷し、委任者・受任者双方の氏名（名称）と住所を記入してください。

※委任者は実印を押印してください。

イ 落札者本人の印鑑証明書

※印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

ウ 代理人の本人確認書類

※運転免許証など（住所、氏名、写真の確認できるもの）

(3) 落札者が法人で、その法人の従業員が買受代金の納付や公売物件の引渡を受ける場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要です。